



ライオンズクラブ国際協会330-A地区

キャビネット事務局 〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-36-6 ダイナシティ西新宿 1F
TEL. 03-5330-3330 FAX. 03-5330-3370 E-mail : cab@lions330-a.org URL : http://330a.jp

2019年10月3日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

クラブ会長・幹事・クラブLCIFコーディネーター 各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

ガバナー・地区LCIFコーディネーター	伊賀 保夫
LCIFキャンペーン100全日本エリアリーダー	菅原 雅雄
LCIFエリアリーダー（東日本担当）	大石 誠
LCIF330複合地区コーディネーター	阿久津 隆文
LCIFキャンペーン100地区コーディネーター	伊賀 則夫
LCIFキャンペーン100地区副コーディネーター	宮本 志づ子

「地区およびクラブシェアリング交付金（DCG）」について

拝啓 錦秋の候、貴クラブにおかれましては益々ご健勝にご活躍のこととお慶び申し上げます。

平素は、地区運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2018年1月にLCIF理事会で承認され、2018-2019年度から新たに設置されました「地区およびクラブシェアリング交付金（アルファベットでの略称は DCG）」についてお知らせいたします。

この交付金は、前年度に無指定で寄付された金額（奉仕強化資金に該当する寄付金）に応じて、地区やクラブが行う人道支援事業に対し、申請により交付されます。交付可能額は寄付金額の15%ですが、最低累計寄付額を満たす必要があります。クラブの場合の最低累計寄付額は会計年度につき5,000ドル、地区の場合の最低累計寄付額は会計年度につき10,000ドルが最低基準額となっております。この金額に達していない場合は申請することができません。詳しくは別添の「地区およびクラブシェアリング交付金申請書」をご一読ください。

また、次頁に「地区およびクラブシェアリング交付金（DCG）」に関する要点をまとめたもの、ならびに添付の「クラブ一覧」について記載いたしましたのでご参照ください。

敬具

同文発信先：キャビネット構成員

330-A LIONS CLUBS INTERNATIONAL

CABINET OFFICE DYNA CITY NISHISHINJUKU 1F, 1-36-6, KITASHINJUKU, SHINJUKU-KU, TOKYO 169-0074 JAPAN
TEL. 03-5330-3330 FAX. 03-5330-3370 E-mail : cab@lions330-A.org URL : http://330a.jp

「地区およびクラブシェアリング交付金（DCG）」に関する要点

1. 前年度、無指定での寄付金額（「災害」「指定献金」は対象外）に応じて申請により交付されます。

交付申請は、以下の最低累計寄付額を満たしている必要があります。

- ◎ クラブの場合／会計年度につき 5, 0 0 0 ドル
- ◎ 地区の場合 /会計年度につき 1 0, 0 0 0 ドル

2. 交付申請可能額は寄付金額の 1 5 % です。
3. 交付可能額は、1 5 年間使用せずに据え置きすることが可能です。
但し 1 5 年経っても使用されなかった残高は、順次 LCIF の全体交付金予算の中に返還され、申請が出来なくなります。交付可能額として算入されるか否かは単年毎の寄付実績で決定されます。ある年度に最低基準額を満たすことができなかつた場合には、その翌年度に新たに交付可能額が加算されることはありませんが、その以前の年度に獲得した交付可能額の残高から、交付金申請をすることは可能です。
4. 交付金は別添の申請書にあるような人道的事業に使用されなければならないが、クラブの運営費や会費、会員の飲食等に使用することはできませんが、通常 LCIF 交付金では認められない個人を対象とした事業（例：奨学金、個人の使用に提供する盲導犬、美化事業やイベントなど）でも対象となります。また、クラブや地区が支援する他の組織へ資金援助するために使用することも可能です。
5. 複数のクラブがまとまった一つの事業のために交付申請しても構いません。
6. 交付可能額を全額使用する必要はありません。複数回、複数の事業に申請をすることが可能です。
7. 交付可能残高は、LCIF 本部が記録をし、毎年度前年分からの残高も含め通知する他、いつでも必要に応じて現在の残高をお答えします。
8. プログラム内容に関する問題や疑問は、**OSEAL 調整事務局** oseal@lionsclubs.org までお問い合わせください。但し、利用可能なクラブの資金に関するご質問は、寄付者サービス課まで lcifjapan@lionsclubs.org へ直接日本語でお問い合わせください。
9. 原則とし事業開始の 90 日前には申請が必要です。
10. 交付金申請書の事務手続きにつきましては、事業開始 6 ヶ月前～9 0 日前までに申請書を本部新興イニシアチブ課へ提出する必要がありますので、余裕をもって E メールにてキャビネット事務局 cab@lions330-a.org へお送りください。
(現在申請可能なクラブと申請可能額は別添にてご確認ください)
11. クラブとして交付可能額内の金額を申請することができますが、クラブとして使用せず、地区として行う事業の申請可能額に含めることを決定し、申し出ることが可能です。
その場合は、クラブ会長名で地区ガバナー宛てに文書にてお申し出ください (E メールにてキャビネット事務局 cab@lions330-a.org へお送りください)
OSEAL 調整事務局を通じて、LCIF 寄付者サービス課で可能額の記録の変更手続きを行います。

別添の「クラブ一覧」について

添付の「クラブ一覧」は 2017～2018 年度より各会計年度毎に無指定で寄付された金額に応じた当地区の交付可能額と、申請資格を得られたクラブの一覧とその申請可能額です。

- ◎「2017-2018 年度 無指定寄付金額」、「2018-2019 年度 無指定寄付金額」は、シェアリング交付金資金の算出基礎となる「奉仕に力を資金（奉仕強化資金）」に該当する寄付の合計金額です。リストの最上段にある金額は、地区としての寄付金額と申請可能額です。
- ◎「累計シェアリング交付金申請可能額」は、「2018-2019 年度の寄付金額に基づいて算出された該当寄付額の 15%」と、「2017-2018 年度の寄付金額に基づいて昨年度申請可能だった金額のうち、昨年度使用されなかった残高」の合計金額です。
- ◎「交付金使用済額」は、昨年度申請可能額に基づき申請された事業で、2019 年 8 月末までに交付金のお支払いが済んでいる金額です。
- ◎リードギフト（キャンペーン 100 に 10 万ドル以上の寄付を行った、または誓約した寄付者）が所属するクラブについては、特殊なルールが適用されるため、クラブ一覧には掲載されていません。別途個別に対応されます。なお、該当するのはあくまでリードギフト以上の場合で、メジャーギフトは該当いたしません。
- ◎クラブ一覧の内容に誤りがあると思われる場合（金額が相違する場合）は、寄付金額が正しく記録されていないことが考えられます。このような場合には、確認を速やかに行うために、クラブが独自に管理されている記録（寄付報告書の控え等）をキャビネット事務局までお知らせください（cab@lions330-a.org）確認は、OSEAL 調整事務局から LCIF 寄付者サービス課へ照会し、場合によっては IT 部に確認が必要なため、回答までに日数を要する場合があります。複数の照会がある場合、実際に交付金申請をされているクラブや地区に関する照会が優先的に行われますので、ご了承ください。

以上

地区およびクラブシェアリング交付金 事務手続フロー

交付金申請書はキャビネット事務局へEメール (cab@lions330-a.org) にてご提出ください。
キャビネットから本部新興イニシアチブ課へ提出し、写しを各提出先へ提出いたします。

申請

- 地区/クラブは申請書を本部新興イニシアチブ課 lcifdistrictandclub@lionsclubs.org に提出する。(事業開始6ヵ月前～90日前まで)
- その際、写しを鈴木LCIF国際理事、エリアリーダー(東または西)、担当地区コーディネーター、担当複合地区コーディネーター、オセアル事務局内LCIF日本 LCIFTokyo@lionsclubs.org に入れる。

審査

- 審査に追加情報が必要な場合は、新興イニシアチブ課から申請地区またはクラブにメールで連絡が入る。
- 回答先、写しは申請時と同じ。

承認

- 新興イニシアチブ課から承認の連絡が入り、承諾書、交付金管理者及び事業委員長フォーム、交付金振込口座登録申込書が添付文書として送られてくる。
- 連絡を受けた地区またはクラブは、署名した承諾書の写し、記入済み交付金管理者及び事業委員長フォーム、記入済み振込口座登録書を新興イニシアチブ課に返送する。写しも申請時と同じ関係者に入れる。

交付金振込

- 交付金振込手続きの開始について新興イニシアチブ課から連絡が入る。
- 支払日が決まり次第、LCIF日本事務所から連絡が入る。

報告書

- 新興イニシアチブ課から報告書概要が送られてくる。
- 地区/クラブは報告書を新興イニシアチブ課に提出する。(事業完了45日以内)
- 写しをこれまでと同様の関係先に入れる。

完了

- 報告書受領・審査後、新興イニシアチブ課から該当交付金事業の完了が伝えられ、事業完了となる。